

第 327 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 8 月 9 日

報告者：森田 豪（弁護士、栄光綜合法律事務所）

テーマ：違法・不正行為に直接関与していない役員の実務責任

報告者コメント：業務執行取締役が違法・不正行為を行う可能性を認識した場合、他の取締役や監査役はどのように対処すべきか。

いわゆるセイクレスト事件判決（大阪地裁 H12. 12. 26 判決）は社外監査役に酷ともいえる判断を示しており、同判決を契機に改めて検討してみたい。

報告概要

1 はじめに

2 最近の事例 セイクレスト事件

(1) 事案（大地平成 25・12・26 金融商事判例 1435・42 [控訴]）

監査役の実務責任→破産法による役員責任査定決定に対する異議の訴え（第 1 事件）

(2) 裁判所の判断

①代表取締役の実務責任

②上記取締役以外の取締役の実務管理責任構築義務違反

③監査役の実務注意義務違反

・認識、予見 → 予見可能

・勧告すべき義務 → 義務あり、義務を履行せず

④損害と因果関係あり

3 監査役がとりうる措置（善管注意義務の具体的内容を考える前提）

(1) 会社法上の権限・義務

監査役＝独任制機関 ⇒各人の有する権限

①取締役の職務執行の監査（会社 § 381 I）

②報告請求権、業務財産調査権（会社 § 381 II III）

③取締役（会）への報告義務（会社 § 382）

④取締役会への出席・意見陳述義務（会社 § 383 I）

⑤報告のための取締役会の招集請求権・招集権（会社 § 383 II III）

⑥株主総会への報告義務（会社 § 384）

⑦取締役の法令・定款違反行為の差止請求権（会社 § 385）

(2) 取締役に対する意見陳述・勧告

(3) 辞任

4 平時／有事の区別

- ・監査役がとるべき措置を検討する場合の実務家による区別

山口利昭弁護士 「平時の行為規範」と「有事の行為規範」

寺田昌弘弁護士 「不祥事等ないしその兆候が明らかにならなかった場合」と「不祥事等ないしその兆候が明らかになった場合」

- ・大阪高判平成 26・2・27 金融商事判例 1441・19（ノヴァ事件）

監査役に対する賠償請求が棄却された事例

- 5 「有事」において監査役はどう対処すべきか
- ・「有事」を認識した監査役は、どこまで意見、勧告すべきか
 - セイクレスト事件の場合、①リスク管理体制の構築、②代表取締役の解職
 - 代表取締役自身による違法行為を行っているケース（内部統制の限界を超える事案）ならどうか？
 - ・監査役協会「監査役監査基準」との関係
- 6 差止請求権の行使
- ・差止請求権を行使すべき義務
 - セイクレスト事件では否定（予見できなかった）
 - 費用面（会社法 § 388 参照）、時間的制約があり、現実問題としても難しい。
- 7 辞任は伝家の宝刀となりうるのか？
- ・会社法上辞任は事実上の効果のみ
 - ・監査役の法的責任に影響はない（東京地判平成 21・5・21 判例時報 2047・36（ライブドア事件）参照）
 - ・金商法上では辞任による効果がある（虚偽記載の場合、有価証券報告書提出日基準。金商法 § 21）

（大阪企業法務研究会幹事会）